# 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定による立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令 （平成十七年農林水産省・環境省令第三号）

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十三条第一項の規定により立入調査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

# 附　則

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

# 附　則（令和元年六月二八日農林水産省・環境省令第三号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。